

大津市本社機能移転促進助成金交付要綱運用方針

この運用方針は、大津市本社機能移転促進助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第17条の規定により、大津市本社機能移転促進助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第1 「本社機能」とは、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の運用に関するガイドライン別表」で規定された特定業務施設をいう。

第2 「会社」とは、会社法第2条第1項に規定する会社とする。

第3 要綱第2条第1項第3号「新たに本社機能施設を設置する目的で、本市の区域内で建物を建設、売買又は賃借により取得することをいう」について、同一の事業者が既に所有又は賃借する建物に本社機能を移転する場合、当助成金の対象とならない。

第4 「常用雇用者」とは、正社員・正職員、パート・アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者で、当該事業者に直接雇用されており、雇用保険の一般被保険者である者とする。

第5 「付属設備等」とは、所得税法施行令第6条第1号から第3号までに規定する付属設備、構築物、機械及び装置とする。

第6 「非正規雇用」とは、正規雇用（正社員・正職員）以外のパート・アルバイト、嘱託、契約社員等とする。

第7 要綱第4条第2項第3号「交付期間2年間」について、月の途中入居により、当月の家賃額が日割りになるなど1月分に満たない場合は、翌月などの1月分となる月から2年間とする。

第8 要綱第5条第1項「助成対象事業に着手」について、建物の建設による取得は、工事請負契約書等に定める工事の着手日とし、売買や賃借による取得は、契約日とする。

附則

1 この運用方針は、令和6年4月1日から施行する。